

小型無人機等飛行禁止法について

1 小型無人機等の飛行を禁止

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号。以下「小型無人機等飛行禁止法」という。）第10条第1項の規定に基づき、**対象施設周辺地域（対象施設の敷地又は区域及びその周囲をおむね300メートルの地域）の上空においては、小型無人機等の飛行が禁止**されています。

罰則（小型無人機等飛行禁止法13条）

- ・ 法第10条第1項の規定に違反して対象施設及びその指定敷地等の上空で小型無人機等の飛行を行った者
- ・ 法第11条第1項による警察官又は指定職員等の命令に違反した者は、**1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金**に処せられます。

2 本法の規制の対象となる小型無人機等とは

① 小型無人機（いわゆる「ドローン」）

飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船その他の航空の用に供することができる機器であって構造上人が乗ることができないもののうち、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるもの

② 特定航空用機器

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第1項に規定する航空機以外の航空の用に供することができる機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの（高度又は進路を容易に変更することができるものとして国家公安委員会規則で定めるものに限る。）

- ☆ 操縦装置を有する気球
- ☆ ハンググライダー（原動機を有するものを含む。）
- ☆ パラグライダー（原動機を有するものを含む。）
- ☆ 回転翼の回転により生ずる力により地表又は水面から浮揚した状態で移動することができ、かつ、操縦装置を有する機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの
- ☆ 下方へ噴出する気体の圧力の反作用により地表又は水面から浮揚した

状態で移動することができ、かつ、操縦装置を有する機器であって、当該機器を用いて人が飛行することができるもの

3 規制対象の例外

対象施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行は原則禁止されていますが、下記の場合に限り、小型無人機等の飛行禁止に関する規定は適用されません。

場所	可能な飛行
対象施設の敷地又は区域の上空 (対象防衛関係施設及び対象空港の敷地等を除く)	<ul style="list-style-type: none">対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行
対象防衛関係施設及び対象空港の敷地又は区域の上空	<ul style="list-style-type: none">対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行
対象施設の敷地又は区域の周囲おおむね300メートルの上空	<ul style="list-style-type: none">対象施設の管理者又はその同意を得た者が当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において行う小型無人機等の飛行土地の所有者若しくは占有者（正当な権原を有する者に限る。）又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う小型無人機等の飛行国又は地方公共団体の業務を実施するために行う小型無人機等の飛行

4 飛行禁止の例外にあたる場合に必要な通報手続

飛行禁止の例外に当たる場合であっても、飛行を開始する48時間前までに、その旨を当該小型無人機等の飛行に係る**対象施設周辺地域を管轄する警察署を経由して愛媛県公安委員会に通報**する必要があります。

※ 対象防衛関係施設、対象空港の周辺地域の上空の飛行については、施設管理者への通報も必要です。

※ 対象施設周辺地域に海域を含む場合は、当該対象施設周辺地域を管轄する管区海上保安本部長へも通報が必要です。

5 県内の対象施設と管轄警察署

愛媛県内では、下記の施設が「対象施設」として指定されています。

対象施設	管轄警察署
四国電力株式会社 伊方発電所	八幡浜警察署 八幡浜市広瀬二丁目1番5号 電話：(0894)22-0110
陸上自衛隊 松山駐屯地	松山南警察署 松山市北土居3丁目6 電話：(089) 958-0110

6 窓口情報

受付時間：月～金（祝日を除く）8：30～17：15までの間

窓口：対象施設周辺を管轄する警察署

その他：警察行政手続サイトからオンラインで都道府県公安委員会への通報が可能です。

[警察行政手続サイトオンライン申請・届出画面へ](#)

7 通報書の様式

- ① 対象施設の管理者、土地所有者若しくは占有者又はその同意を得た者
小型無人機等の飛行に関する通報書(第3条関係)[【別記様式第1号】](#)
- ② 国又は地方公共団体の業務を実施する者
小型無人機等の飛行に関する通報書(第4条関係)[【別記様式第2号】](#)

8 参考リンク

小型無人機等飛行禁止法に係る通報手続、航空法における無人航空機の規制の詳細等については、下記ホームページもご参照下さい。

- ・ [警察庁HP「小型無人機等飛行禁止法関係」](#)
- ・ [防衛省 自衛隊HP「小型無人機等飛行禁止法関係」](#)
- ・ [海上保安庁HP「重要施設の周辺地域の上空での小型無人機等の飛行に関する通報」](#)
- ・ [国土交通省HP「無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール」](#)